

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 7 号
件 名	平成26年度国庫補助金（厚生労働省所管平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金）の請求忘れに伴う行政処分の見直しについて
要 旨	<p>首件においては平成27年6月15日付で、陳情第14号「新潟市の国庫補助金請求忘れによる損失を、市民が納めた税金である一般財源を使わず、行政側連帯責任で補填することを求める陳情」が提出され、継続審査の状況下にあります。</p> <p>当事件を検証すれば、福祉部福祉総務課職員に多大な瑕疵があり、6,223万千円の損害を新潟市に与える結果となっています。</p> <p>当然のことながら、直属の上司にも管理監督責任があり、篠田市長にも責任があります。</p> <p>平成27年8月25日、新潟市長より報道各位に「職員の処分の公表について」の公表がありました。</p> <p>1 処分の程度 懲戒処分「戒告」 2 処分年月日 平成27年8月25日 3 被処分者 ①福祉部職員（部長級）男50歳代 ②福祉部職員（課長級）男50歳代 ③福祉部職員 男40歳代 4 処分事案の概要 平成26年度国庫補助金（厚生労働省所管平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金）の請求事務を誤り、受け入れが不可となった。本来、本件事務担当者が、平成26年度内に同補助金の出納事務を行っている新潟県担当課へ連絡し、請求手続を行うべきところ、それらを怠ったこと、また組織としてチェックする体制が不十分だったことから発生したもの。市の一般財源への影響額（確定）6,223万千円の損失。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 27 年 9 月 8 日 総務常任委員会
受 理	平成 27 年 9 月 1 日 第 3 1 4 号

陳情第17号

5 その他

本事案に係る課長補佐級職員，係長級職員を訓告処分とした。

以上の処分内容では平成27年6月15日の陳情に反しており，また事件の性質を勘案しても戒告処分は常識を逸脱した軽い処分ですゆえ，議会として執行部（市）に対し，処分の見直しの勧告をいただきたく陳情をいたします。